

独立行政法人日本学生支援機構年度計画（平成26年度）

（序 文）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成26年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 共通的事項

（1）透明性及び公平性の確保

① 外部有識者の参画を得た業務運営

外部有識者から構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関する重要事項について助言を得ることを通じて業務の適切性を確保する。

② 外部評価の実施

自己評価を踏まえ、外部有識者による評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。

（2）広報・広聴の充実

① 広報計画を策定し、その下で国内外の学生や関係機関等に対して、機構の事業等に関する情報を様々な広報手段を用いて、見やすさ、わかりやすさに留意しつつ、迅速かつ正確に提供する。

② 幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広聴モニターの活用・アンケート調査等により、機構及び機構の事業についての広聴を行う。

（3）学生支援に関する調査・分析・研究の実施

機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査等の学生支援に関する調査・分析・研究に取り組む。

(4) 情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえつつ、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図る。

2 奨学金貸与事業

教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。

(1) 奨学金貸与の的確な実施

収入基準の見直しを図るため、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行う。

また、貸与基準の見直しに際しては、貸与額が高額となる奨学金の併用貸与者が、修学を行う上で真に必要な額の貸与となるよう、貸与基準の細分化及び貸与上限額の引下げについて検討するとともに、より厳格な審査を行うよう取り組む。

(2) 適格認定の実施

大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、厳格な適格認定の実施を図る。「適格基準の細目」については、認定に係る基準値の見直しを行うとともに、平成25年度に明確化した内容と併せて大学等への周知を徹底する。

また、適格認定に係る調査を引き続き実施し、不適切な認定を防止するための方策を検討する。

(3) 返還金の回収促進

① 返還金回収状況の把握と分析

外部有識者で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果を検証する。

また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。

② 回収の取組

返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保するため、今中期目標期間中の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率を中期目標期間中に96%とすることを旨とする。

要返還債権数に占める当該年度に新たに3ヶ月以上延滞債権となった債権数の割合を前中期目標期間最終年度における割合と比較し中期目標期間中に20%以上改善することを旨とする。

総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に83%以上にすることを旨とする。

回収の取組として、以下の施策を推進する。

- ア. リレー口座（口座振替）の加入を徹底する取組を行うほか、コールセンターによる返還相談を実施する。
- イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する（期間は約5ヶ月間）。回収委託の結果、延滞解消または法的処理移行しない者については、引き続き回収業務を委託する。
- ウ. 中長期段階の延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するほか、計画的に法的処理を行う。
- エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収促進施策へ反映させる。
- オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。
- カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人情報情報機関への登録を行う。

③ 機関保証制度の運用

機関保証制度について、大学等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。

機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。

また、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、保証機関の将来の事業コスト等を踏まえた事業計画を踏まえ、機関保証制度の妥当性を検証する。なお、その際には、保証料率について、その水準を他の保証機関と比較した上で、その合理性を明らかにする。

④ 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用

返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還期限猶予制度を適切に運用する。

また、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用する。

⑤ 所得連動返還型奨学金制度の導入

所得の捕捉が可能となることを前提に奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた準備を行う。

(4) 情報提供等の充実

ホームページや印刷物等に記載する、奨学金制度や手続き等を奨学生や返還者等にわかりやすい文章やレイアウトとするよう努め、適切かつ迅速に伝わるよう情報提供等の充実を図る。

(5) 学校との連携強化

奨学金の返還意識の涵養等のため、奨学生の採用や貸与中の奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。

特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金貸与上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。

また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。

なお、大学等に関する延滞率等の公表については、大学等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

3 留学生支援事業

政府の「留学生30万人計画」及び「日本再興戦略」の実現に向け、2020年までに外国人留学生を30万人、日本人留学生を12万人とすることを目指し、学生の双方向交流を一層活発化していくため、以下の事業を推進し、留学に係る情報提供から、在学中の支援、就職・帰国後のフォローまで一貫した取り組みを行う。

なお、外国人留学生の受入れにあたっては、重点地域の設定等、国の受入れ戦略を踏まえ、以下の取組を行う。

(1) 日本への留学前の学生に対する支援

① 日本留学に関する情報提供等の充実

日本留学に係る情報については、日本留学希望者向けのポータルサ

イトの充実を図るとともに、海外における情報発信機能を強化するため、機構の海外事務所と、関係機関や大学等の海外事務所とも連携することにより、日本留学希望者のためのワンストップ（一元的窓口）サービスの展開に協力する。

海外事務所における、SNSを通じた情報発信、及びスマートフォン閲覧に対応した情報発信により情報提供の充実を図る。

また、留学に関する情報提供の方策として、日本留学希望者を対象とした日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

② 日本留学試験の適切な実施

試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行なうとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を踏まえた日本留学試験の実施に努める。また、国内外の教育機関等への広報の充実や試験利用校の拡大等により、年間応募者数の拡大を図る。

事業の収支改善に向けた分析に着手し、応募者数の増や受験料の改定による受験料収入等の増及び費用縮減について検討する。

また、大学等への広報を強化し、渡日前入学受入れを含め、日本留学試験の大学等の利用促進方策を実施する。

さらに、新たな海外における試験実施国・都市については、現地の日本留学需要及び試験実施体制を十分調査し、既存の実施国・都市の見直しも含めて、次年度の実施計画を検討する。

③ 日本語教育センターにおける教育の実施

国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。

ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。

東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事業の実施を推進する。

イ. 私費外国人留学生の受入れを抑制しつつ、国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。

ウ. 卒業予定者に教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答

者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。

(2) 外国人留学生に対する在学中の支援

① 外国人留学生に対する学資金の支給

国費外国人留学生制度、文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度及び海外留学支援制度（短期受入れ）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。

国費外国人留学生の選考における審査事務については、国と分担し、かつ、連携して適切に実施する。

また、私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る明確な基準を導入する。

私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生への支援については、グローバル化の取組を進める大学等に対して、奨学金を重点的に配分する。

② 外国人留学生に対する宿舍の支援等

現在、売却見込みの立っていない国際交流会館等については、文部科学省における国際交流会館等の処理方針に係る検討結果を踏まえ、適切に対応を行う。

国際交流会館等の管理運営にあたっては、外国人留学生が安心して勉学に励むため、また、外国人留学生と日本人学生による交流を促進するため、大学等の留学生等を入居させ、効果的かつ効率的に運営する。

また、文部科学省学習奨励費給付制度等と連携しつつ、留学生借上げ宿舍支援事業を実施する。

③ 外国人留学生等の交流推進

国際交流会館等において、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

(3) 外国人留学生に対する卒業・修了後の支援

① 外国人留学生に対する就職支援

国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職支援として、大学等の教職員等を対象とした就職指導に関するガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。

② 外国人留学生に対するフォローアップ

帰国外国人留学生に対して、留学効果の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施する。また、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。

(4) 日本人留学生の海外留学に関する情報提供等の充実

留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。

海外留学奨学金情報について、検索システムを構築してウェブサイトで公開し、海外留学希望者に便宜を図る。

また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行う。

(5) 日本人留学生に対する学資金の支給

大学間交流協定等に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を行う日本人留学生及び諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生を対象として、海外留学支援制度（短期派遣・長期派遣）に係る奨学金支給業務を円滑に実施する。

さらに、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するため、新たに創設する官民協働海外留学支援制度により、経済的負担を軽減するための奨学金を支給する日本人留学生の選考及びその支給事務を円滑に実施する。なお、実施に当たっては民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。

(6) 日本人留学生に対する留学前後の支援

留学による効果を高めるため、新たに創設する官民協働海外留学支援制度の奨学金の受給者等に対して、留学前・留学後の研修等を実施する。

4 学生生活支援事業

機構は、「第3次障害者基本計画」や「日本再興戦略」等も踏まえ、全体を通じた問題の把握・分析、先進的取組の共有などについて、政策上特に重要性の高いものや、大学等の取組が不十分なものに厳選して実施する。

(1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の充実
大学等における学生生活の実態について把握するため、学生生活調査を実施する。

また、平成25年度に実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」について、専門家の協力を得て、各大学等における学生生活支援の取組状況の実態や課題、先進的な事例等を分析するとともに、結果の利活用の改善に資するよう、情報提供を行う。

さらに、学生生活調査や大学等における学生支援の取組状況に関する調査等の結果を踏まえ、各大学等に生じている喫緊の課題の解決に向けた先進事例等を紹介するセミナーを実施する。

(2) 障害のある学生に対する支援等の充実

障害のある学生等、固有のニーズのある学生に対する大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。

- ① 障害のある学生の修学支援に関する実態調査について、調査項目や分析の改善・充実を図るとともに、各大学等の取組や合理的配慮の事例収集を実施する。
- ② 大学等における障害のある学生に対する支援体制の整備を促進するため、各大学等に対し、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。
- ③ 大学等の担当者等を対象として、実践的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。
- ④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。

(3) キャリア・就職支援の実施

大学等の取組に大きな格差があることから、キャリア教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。

- ① 大学等や企業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学と企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施する。
- ② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。
- ③ 大学等のインターンシップ等のキャリア教育の実施状況等に関する情報の収集・提供等を行う。

5 その他の附帯業務

(1) 高校生等に対する学資金貸与事業への協力

平成17年度入学生から都道府県に移管した高校生等に対する学資金の貸与事業について、既定の方針に基づいて情報提供を行い、事業の円滑な実施に協力する。

(2) 寄附金事業の実施

優秀学生顕彰等、学生等の支援に資する寄附金事業を適切に実施するとともに、新たな寄附金事業の創設について引き続き検討を進める。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務の効率化

(1) 一般管理費等の削減

① 業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金貸与業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。

また、奨学金貸与業務に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成25年度予算を基準として、平成30年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとする。

なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

② 総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。

(2) 外部委託等の推進

奨学金貸与業務においては、返還誓約書等の点検等について引き続き外部委託を実施するとともに、返還金回収業務においては、初期延滞債権及び中長期の延滞債権について計画的に回収業務の委託を実施する。

また、国際交流会館等については、その管理・運営業務において、一般競争入札に基づく民間委託を実施する。

(3) 契約の適正化

契約の適正化を図るため、一般競争入札等により競争性及び公正性を

高め透明性を確保するとともに、一層の効率化を進める。

(4) 情報システムの活用

奨学金業務システムを適切に運用するとともに、制度改正対応や業務効率化に資するシステム改修を適切に行う。また、留学生給与等給付システムや機構内ネットワーク等、他の業務のシステムについても適切に効率化を進める。

2 組織の効果的な機能発揮

業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、グローバル人材育成、国費外国人留学生の選考における審査事務の移管、キャリア教育支援の充実等に対応するための体制整備を行う。

3 内部統制・ガバナンスの強化

(1) 事業の確実な実施

理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。

また、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。

(2) 監査の実施

第3期中期計画期間における内部監査の実施方針を取りまとめ、それに基づき計画的に内部監査を実施する。

(3) コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。

① コンプライアンス職員研修

第3期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針を取りまとめ、それに基づき計画的に研修を実施する。

② 個人情報保護の徹底

個人情報保護について、役職員の意識向上を図るため研修等を実施する。

③ 情報公開の適正な実施

情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。

Ⅲ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（１）収入の確保等

寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。

また、奨学金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。

（２）奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施

独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行う。

貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。

（３）予算

別紙のとおり

（４）収支計画

別紙のとおり

（５）資金計画

別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

奨学金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、１３，５００億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、４４億円とする。

Ⅴ 独立行政法人通則法第三十条第二項第四の二号で定める不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画

国際交流会館等（札幌、東京、金沢、兵庫、福岡及び大分）については、引き続き、大学・民間等への売却に向けて努力する。

国際交流会館等の譲渡により平成２６年度に譲渡収入が生じた場合は、政府支出の比率に応じて国庫納付することに向け、必要な手続きを行う。

VI 独立行政法人通則法第三十条第二項第五号で定める重要な財産の処分等に関する計画

平成26年度は計画なし。

VII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報・広聴活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。

VIII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。

2 人事に関する計画

(1) 方針

① 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。

② 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。

(2) 人事に係る指標

業務量に応じた適正な人員配置を行う。

3 中期目標の期間を超える債務負担

なし

4 積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、貸倒引当金の増額による繰り入れのための財源とする。

(別紙)

Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画(案)

1. 予算

平成26年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
借入金等	1,524,192
運営費交付金	14,029
高等学校等奨学金事業交付金	8,079
育英資金返還免除等補助金	5,707
留学生交流支援事業費補助金	8,514
受託収入	11
寄附金収入	2,941
貸付回収金	625,620
貸付金利息等	37,064
政府補給金	12,275
事業収入	874
雑収入	3,814
計	2,243,120
支出	
奨学金貸与事業費	1,174,476
一般管理費	2,285
うち、人件費(管理系)	1,106
物件費	1,179
業務経費	15,694
貸与事業を除く事業費	9,733
うち、人件費(事業系)	3,197
物件費	6,536
貸与事業業務経費	5,961
特殊経費	739
高等学校等奨学金事業移管業務費	8,079
借入金等償還	1,024,074
借入金等利息償還	51,265
留学生交流支援事業費補助金経費	8,514
受託経費	11
寄附金事業費	2,941
計	2,288,077

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 収支計画

平成26年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	129,536
業務経費	123,108
寄附金事業費	2,941
一般管理費	2,248
減価償却費	1,239
臨時損失	-
収益の部	
経常収益	129,536
運営費交付金収益	13,636
自己収入	41,612
受託収入	11
寄附金収益	2,941
補助金等収益	29,528
財源措置予定額収益	40,892
資産見返負債戻入	668
財務収益	248
臨時収益	-
純利益	0
目的積立金取崩額	-
総利益	0

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

3. 資金計画

平成26年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	
業務活動による支出	△ 4,149,330
奨学金貸与	△ 1,174,699
人件費支出	△ 4,352
短期借入金の返済による支出	△ 1,860,463
長期借入金の返済による支出	△ 1,024,074
支払利息	△ 46,642
高等学校等奨学金事業移管による支出	△ 8,079
寄附金事業による支出	△ 2,941
その他の業務支出	△ 26,846
国庫納付金の支払額	△ 1,235
投資活動による支出	△ 394
財務活動による支出	△ 571
次年度への繰越金	97,286
資金収入	
業務活動による収入	4,104,102
政府交付金による収入	8,079
運営費交付金による収入	14,029
政府補給金による収入	12,275
国庫補助金による収入	14,221
貸付回収金による収入	625,843
短期借入による収入	1,860,463
長期借入による収入	1,523,900
貸付金利息	36,826
その他の業務収入	5,513
受託収入	11
寄附金による収入	2,941
投資活動による収入	3,600
その他の投資収入	3,600
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	139,877

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。